

第46回渋谷区くみんの広場 ふるさと渋谷フェスティバル

【テント行事参加要項】

1 開催日

令和5年11月4日(土)、5日(日) 午前10時～午後16時

2 会場

都立代々木公園B地区(イベント広場、園路)ほか

3 主催

渋谷区くみんの広場実行委員会

4 共催

渋谷区・渋谷区教育委員会

渋谷区くみんの広場実行委員会では、渋谷区くみんの広場に出展をする団体を募集します。
出展を希望される団体の皆さまは、この「テント行事参加要項」ご確認の上、お申し込みください。
申込書に不備がある場合、受理できないことがありますので、提出前によくご確認ください。



渋谷区くみんの広場ホームページ <https://www.shibuya-fes.online>

【問合せ・申込先】

渋谷区くみんの広場実行委員会事務局

(渋谷区産業観光文化部文化振興課交流推進係内)

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1

TEL:03-3463-1142

FAX:03-5458-4938

E-mail: shibufes@shibuya.tokyo

テント担当: 緒方(おがた)

募集開始から本番までのスケジュール

月 日	内 容
7月14日(金)	参加申込締切(必着)
7月下旬予定	設備仕様確認書送付 食品申請書送付(該当団体のみ)
8月中旬予定	設備仕様変更締切 食品関係申請書締切(該当団体のみ)
8月下旬予定	参加可否決定通知送付
9月下旬予定	説明会 連絡事項や通行証等の資料配付
11月3日(金・祝) (午後から)	前日搬入・設営
11月4日(土) 11月5日(日)	当日
11月30日(木)	実績報告書提出期限(厳守)

※上記日程については、予定となります。参加決定後に、テント説明会の開催通知を送付いたします

I 申込について

1 申込み受付期間

令和5年7月14日(金) ※必着

提出が遅れた場合は参加をお断りいたします。やむなく提出が遅れる場合は事前に事務局までご連絡ください。

2 参加条件

くみんの広場のテント行事に申込できるのは、次の条件を全て満たす団体となります。

- (1) 渋谷区内に活動拠点がある団体、又は行政関係機関等であること。
- (2) 政治活動や宗教活動を目的とする団体、暴力団体やその構成員の者は参加できません。
- (3) 本要項に定める事項に同意し、舞台参加申込書等の必要書類を期限内に提出できること。
- (4) 出演内容や提出物について、事務局の指示に従うことができる団体。

※応募多数の場合には参加資格を確認の上、抽選にて決定します。

3 申込方法

募集要項の内容に同意する場合、必要書類を**受付期間内にメールにてご送付ください。**

昨年からのアドレスが変更となりましたので、ご注意ください。

郵送での応募を希望する場合、別途事務局へご相談ください。

- (1) 提出資料(データ提出の際は、**ファイル形式 Excel で提出してください。**)

- ① 参加申込書(Excel)
- ② リーフレットやチラシ等の団体活動が分かる書類
※内容により、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ ハチペイ導入フォーム回答
※詳細は別紙「ハチペイ説明資料」をご確認ください。



ハチペイ導入フォーム回答 <https://forms.office.com/r/uV1Kq4zgDW>

- (2) 送付先

- ① 宛 先: 渋谷区くみんの広場実行委員会事務局 テント担当者宛
- ② メール: shibufes@shibuya.tokyo
※昨年からのアドレスが変更となりましたので、ご注意ください。
- ③ 件 名: くみんの広場テント参加申込(団体名)
※メールに別添の【テント参加申込書(団体名)】を添付してご送付ください。

4 参加の可否決定

くみんの広場の実行委員会で申込内容を審査の上、参加の可否を決定いたします。

(1) 参加可否決定通知の時期

「可否決定通知」は 8 月下旬に各団体へお送りする予定です。参加不可の場合も同様に通知を送ります。

(2) テントの位置について

テントの位置については全体の配置計画に沿って実行委員会で決定させていただきます。

また、テント位置の指定はできません。

※テントの位置は例年から変更となる場合がございます。ご了承ください。

(3) 予定数を上回る応募があった場合

予定数を上回る応募、同種の内容の出展が多数にのぼる場合、実行委員会にて、抽選を行い決定します。

5 参加協力金について

くみんの広場のより良い運営のために、参加協力金を受け付けております。

ご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 一般参加団体

金額に定めはございません。

(2) 上記以外の実行委員会が参加を認める渋谷区外の地方公共団体(観光協会等を含む)及び物産展参加団体

参加協力金の支払いが必須となります。下記の通り支払いをお願いいたします。

① 水道設備を敷設する必要がない団体……2 万円以上

② 水道設備を敷設する必要がある団体……4 万円以上

6 参加の取消し

(1) 参加取消しとなる場合

- ① この要項に定める事項に違反した場合
- ② 正当な理由なく期日までに必要書類の提出および入金をしなかった場合
- ③ 主催者・保健所・消防署等からの指示に従わない場合

(2) 参加取消し後について

- ① 参加を取消された団体は、次回の渋谷区くみんの広場への参加を認めません。
- ② くみんの広場当日に参加を取消された団体は、ただちに出店を中止し、退場してください。
- ③ 参加を取消された団体の参加協力金等は返還しません。また、いかなる補償も行いません。

7 その他注意事項

- (1) 11月4日・5日の両日参加となります。どちらか一日のみの参加はできません。
- (2) 行事終了後は、実行委員会あてに実績報告書を期日までに必ず提出してください。
- (3) 当日の搬入・搬出は、通行許可証に記載の時間を必ず守ってください。
- (4) 参加にあたり、実行委員会が記録として写真や動画の撮影をすること、それを区が発行する資料や翌年度のチラシ等に掲載する場合がございます。ご了承ください。

II 肖像権の使用について

1 当日の撮影

くみんの広場の当日に、事務局が撮影した写真、動画を特設サイト等に掲載、アーカイブ配信する場合があります。参加申込をした時点で、画像や動画をインターネット上で公開するにあたり、写っている人物へ公開することについての同意したものとみなします。

2 肖像権の使用について

第46回渋谷区くみんの広場(以下「くみんの広場」)の当日に事務局が撮影した動画・音声・画像等、及び貴団体がくみんの広場実行委員会へ提供した動画・音声・画像等(全て合わせて以下「本映像等」)は、くみんの広場特設サイトやSNS、ポスター、パンフレット、渋谷区の広報物など、様々なメディアに掲載する予定です。

参加申し込みをした時点で、本映像等について、次に定める肖像権使用範囲において①無償で使用する、②肖像権や著作権等の一切の権利を主張しないこと、③選択、光学的創作、変形等に対して異議申し立てしないこと、④データ、それを出力した印刷物等の提供を求めないこと、⑤使用した作品、作品の見本の提供を求めないことを貴団体及び参加者全員が同意したものとみなします。

<肖像権使用範囲>

- 1 本映像等は、渋谷くみんの広場及び渋谷区政の運営のためにのみ使用いたします。
- 2 本映像等を使用した作品を、渋谷区くみんの広場実行委員会及び渋谷区の運営する各媒体、その他、雑誌や放送などの広報用媒体などに掲載いたします。
- 3 また、掲載しない場合もあります
- 4 本映像等の利用地域、利用期間に制限は設けません。

※画像や動画をインターネット等で公開するにあたり、写っている人物へ公開することについての同意が必要です。トラブルが起きないように、必ず申し込み前に参加者全員の同意を得るようにお願いします。未成年者については、保護者の同意を得てください。

III テント参加の注意事項

1 食品の取り扱いについて

- (1) 食品を取り扱う団体は、改めて保健所提出用の書類を別途提出していただきます。
- (2) 取り扱うことのできる食品は限られています。詳細は別途ご連絡いたします。
- (3) お酒を取り扱う団体については、税務署に届出が必要となります。別途ご連絡いたします。

2 衛生管理の強化について

- (1) 本年度も厚生労働省の通達及び保健所の指導により、衛生管理強化を行います。
- (2) 食品を扱う団体は、申し込み内容により手洗いタンクや冷蔵設備など、必要な衛生設備等をご用意していただきます。ご用意できない場合は食品の取扱いはできませんので、ご了承ください。

3 火気器具の取り扱いについて

東京都の火災予防条例により、火気器具を使用するテント出店には消火器の設置が義務づけられています。該当する団体は、テント内に消火器を1本以上設置してください。

- (1) 火気器具とは、電気を熱源とする器具(電気ポット、ホットプレート、トースター、ハロゲンヒーター等)及び燃料を使用する器具(ガスコンロ、カセットコンロ、暖房器具等)が該当します。
- (2) 火気器具を取り扱う団体は、申込書に火気器具を記載してください。なお、記載のない火気器具は当日使用できません。
- (3) 火気器具を取り扱う団体は、必ず ABC 粉末消火器 10 型をご準備ください。
※消火器のレンタルを1本 3,000 円で行っております。案内については後日連絡致します。
- (4) 当日は、消防署による確認がございます。
 ※不備のあったテントは出店を中止していただく場合がございますのでご注意ください。

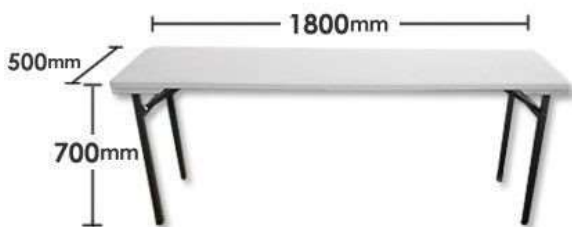


← 消火器の例

学校等に設置されている業務用タイプです。
 (水バケツ、エアゾール式簡易消火具及び住宅用消火器は準備する消火器に当たりません。)

4 テント設備について… 必要最小限の設備利用としてください。

- (1) 基本設備(無料) 注:長機のサイズは都合により変更することがあります。
 テント(3方を囲む、前面幕なし)、長机(5台)、イス(10脚)、テント表示板(団体名)
 ()内は基本設備の上限数です。



※長机は、天板が白でプラスチックのものになります。

《追加設備》

- ① 机:6台目から一部負担(1台 500円)
- ② 椅子:11台目から一部負担(1脚 300円)
- ③ 蛍光灯:一部負担(1基 1,000円)
- ④ テント幕:前幕としての使用 500円、間仕切りとしての使用 90cm 毎 300円
- ⑤ 展示パネル:1枚(90cm)2,000円(サイズにより金額が変わるため別途相談)

※展示パネルとは、ベニヤ板で作られた自立式のパネルです。テント内の仕切り、目隠し用ではございません。テント内の仕切り、目隠しについては、テント幕で対応させていただきますのでご相談ください。なお、展示パネルは、開催終了後の処理はこちらで受け持ちますので、テントに設置したままお帰り頂いて結構です。



- (2) その他の設備の持ち込み、及びレンタル希望について
原則、各団体でご用意ください。実費にてレンタル可能な物品等もありますので、申し込み時にご相談ください。ただし、会場スペース等の関係により、ご希望に添えない場合があります。
- (3) 電気器具の取扱いについて(持ち込み機材:電気ポット、冷蔵庫等含む)
- ① テントにつき、使用する電気器具の最大消費電力の合計は 1,500W 以下にしてください。電力が超過すると、他のテントを含む付近一帯の電力が落ちますので、申請した器具以外は、絶対に使用しないでください。
 - ② 分電コンセント(タコ足)の使用は禁止します。
 - ③ 電気ポットは多大な電力を消費しますので、湯沸しにはカセットコンロ等のご利用にご協力ください。
 - ④ 電気器具がない場合はコンセントの設置をしません。使用する団体は必ず記載してください。

5 駐車について

- (4) 来場者の安全確保のため、参加団体の会場内駐車は禁止です。
- (5) 搬入後の駐車は、渋谷区役所前公共地下駐車場等、近隣の民間駐車場をご利用ください。
渋谷区役所前公共地下駐車場 <http://parking.nomaki.jp/>

6 自動二輪車の通行禁止について

公園内は自動二輪車で通行禁止です。荷物の搬出入等にも使用できませんのでご注意ください。

IV スタンプラリー及び記念品の提供について

1 スタンプラリーの概要について

小学生以下の子どもにラリーカードを配り、スタンプラリー参加テントの企画・運営する各種体験コーナーを巡るものです。アトラクションを体験するごとに、スタンプが1つもらえ、既定数に達すると交換所で記念品と交換することができます。

(1) スタンプラリーの対象者

小学生以下の児童・未就学児

(2) ラリーカードの配付

主に渋谷ゲート・原宿ゲート等に設置する案内所、本部テントで配付します。

(3) 参加テント募集内容について

自テント内にて、簡易ゲームや参加団体毎の特色ある「体験コーナー」を実施していただきます。体験後、参加した子どものカードにスタンプを押していただきます。(スタンプは事務局で用意します)

幼稚園～小学校低学年の小さな子どもも参加しますので、安全であり、また複雑な内容でない「体験コーナー」の企画・運営をお願いいたします。

【前回の体験コーナー例】

輪投げ、スポーツ体験コーナー、簡単工作(クラフトコーナー) 等

2 日程(各テントでの体験コーナー実施予定時間)

1日目 午前 10 時 30 分～午後 3 時 30 分

2日目 午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分

※記念品がなくなり次第、終了となります。

※テントの運営時間とは異なりますので、ご注意ください。

3 記念品の提供について

参加団体・協賛企業さまからご提供いただいた記念品は、既定数に達したラリーカードと交換する記念品とさせていただきます。

【前回の交換実績数】 2日間合計 1,190 人(1 人につき2つ交換)

例年記念品が不足しております。記念品の提供のみも可能です。ご協力賜りますようお願い申し上げます。

4 申し込み方法について

スタンプラリーへの参加にご協力いただける団体、記念品をご提供いただける団体は、別紙『テント参加申込書』にご記入のうえ、お申込みください。

※スタンプラリー参加の有無及び記念品提供の有無は、テント行事参加の可否とは関係ありません。

【問合せ・申込先】

渋谷区くみんの広場実行委員会事務局

〒150-8010 渋谷区宇田川町 1-1

TEL:03-3463-1142

E-mail: shibufes@shibuya.tokyo

担当:緒方(オガタ)